

医政発 1218 第 6 号
保 発 1218 第 3 号
令和 6 年 12 月 18 日

都道府県知事
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省医政局長
（公印省略）
厚生労働省保険局長
（公印省略）

「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令」及び「健康保険法施行規則第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則第七十七条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業」の公布等について（通知）

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 162 号。以下「改正省令」という。）及び健康保険法施行規則第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則第七十七条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業（令和 6 年厚生労働省告示第 366 号。以下「新設告示」という。）が本日別添のとおり公布又は告示され、改正省令及び新設告示については令和 7 年 1 月 1 日より施行又は適用されることとなりました。

これらの改正等の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内の医療機関、関係団体等に対して周知をお願いいたします。

記

第 1 改正等の趣旨

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）及び船員保険法施行令（昭和 28

年政令第 240 号) に基づき、被保険者又はその被扶養者の出産が、厚生労働省令で定める要件に該当する保険契約が締結されているなど一定の要件に該当する病院等による医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、当該保険契約に関し追加的に必要となる費用の額を基準とした金額を加算して出産育児一時金又は家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）を支給することとされており、分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者への補償等を目的として、出産育児一時金等を原資として、民間の損害保険を活用した産科医療補償制度（以下「制度」という。）が運営されている。

令和 4 年 1 月の補償対象基準の見直しにより個別審査が廃止されたことや社会保障審議会医療保険部会・医療部会での議論等を踏まえ、令和 7 年 1 月 1 日より、個別審査で補償対象外となった脳性麻痺児等に対し、産科医療特別給付事業（以下「本事業」という。）を実施することとしており、財源としては、制度における保険契約の特約に基づき返還された保険料（以下「返還保険料」という。）を用いることとしている。

こうした返還保険料の活用などを行う場合には、制度の安定的な運営を確保することが必要であり、上記の保険契約の要件を追加する省令改正を行うことにより、制度の適切な運営に対する国の関与を明確化するとともに、返還保険料を活用する事業として本事業を規定した告示を新設する。

第 2 改正等の内容

1 改正省令の内容

健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 86 条の 5 及び船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）第 77 条に規定する保険契約の要件に以下を追加する。

- ・ 制度の安定的な運営に重大な影響を及ぼすおそれがある事項（保険金の支払基準、返還保険料の取扱いなど）を設定・変更・廃止する場合に、制度の運営組織は、あらかじめ厚生労働大臣に協議するものであること
- ・ 返還保険料は、返還保険料の運用、制度における分娩機関の掛金の軽減又は厚生労働大臣が定める事業（※）の実施のためにのみ用いられるものであること

（※）当該事業については、厚生労働大臣が医療関係者、医療保険者その他の関係者の意見を聴いた上で、制度の安定的な運営に必要であると認められたものに限ること。

2 新設告示の内容

改正省令による改正後の健康保険法施行規則第 86 条の 5 第 3 号及び船員保険法施行規則第 77 条第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業は、健康保険法施行令第 36 条第 1 号に規定する特定出産事故（次の表の左欄に掲げる期間における出産で、出生した者が、出生した時点において、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に該当するものに係るものを除く。）に係る出生した者等に対して、令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの間に行われた当該者の申請に基づき給付を実施する事業であって、制度の運営組織が、返還保険料を当該事業の実施に伴う各費用に充てるための収入として収受して実施するものとする。

期間	基準
平成 21 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 137 号）による改正前の健康保険法施行規則第 86 条の 2 第 1 号に掲げる基準
平成 27 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで	健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 137 号）による改正前の健康保険法施行規則第 86 条の 2 第 1 号に掲げる基準

第 3 施行（適用）期日等

公布又は告示日：令和 6 年 12 月 18 日

施行又は適用期日：令和 7 年 1 月 1 日

以上